

繁盛パッケージ特約（パッケージ A,B,C 共通）

1. 繁盛パッケージに含まれるサービスのうち、ディスプレイ広告に関してはディスプレイ広告特約が適用されます。また行動ターゲティング e-DM、ぐるなびグルメニュース WEB 版、レッツエンジョイ東京おでかけターゲティングバナー、Retty まとめ広告枠に関しては、掲載サービス約款の定めを準用します。但し、これらにおいて掲載サービス約款第 16 条（違約金）の規定は準用されません。
2. ディスプレイ広告の掲出日は、繁盛パッケージの期間中（繁盛パッケージ 2 カ月であれば 2023 年 11 月 1 日から 2023 年 12 月 31 日、繁盛パッケージ 3 カ月であれば 2023 年 11 月 1 日から 2024 年 1 月 31 日を指し、以下同じ）、毎月 1 日とします。また掲載期間は当該掲出日から起算して 1 か月間のうち、3,000 インプレッション相当の広告表示を達成するまでとします。
3. ぐるなびグルメニュース WEB 版、レッツエンジョイ東京おでかけターゲティングバナー、Retty まとめ広告枠に関して、掲載期間は以下に定めるとおりとします。

① 繁盛パッケージ 2 カ月

サービス名	掲載期間
ぐるなびグルメニュース WEB 版	2023 年 11 月 1 日から 2023 年 12 月 31 日
レッツエンジョイ東京おでかけターゲティングバナー広告	2023 年 11 月 1 日から 2024 年 1 月 4 日
Retty まとめ広告枠	

② 繁盛パッケージ 3 カ月

サービス名	掲載期間
ぐるなびグルメニュース WEB 版	2023 年 11 月 1 日から 2024 年 1 月 31 日
レッツエンジョイ東京おでかけターゲティングバナー広告	
Retty まとめ広告枠	

なお、繁盛パッケージ B・C には、レッツエンジョイ東京おでかけターゲティングバナー広告は含まれません。

4. 行動ターゲティング e-DM は、繁盛パッケージの期間中、毎月 1 回ユーザーに対してメール配信を行います。なお、繁盛パッケージ C には、行動ターゲティング e-DM は含まれません。
5. 繁盛パッケージ掲出後のキャンセルはできません。

6. 繁盛パッケージの期間中に解約する場合、利用料金については、いかなる場合であっても日割り計算は行いません。

制定日：2023年9月1日